にいがた食の安全・安心基本計画の改定(案)について

計画の性格

- にいがた食の安全・安心条例に基づく、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するための計画
- 現行計画期間(平成25年度~平成28年度)の終了に伴い、次期計画として改定

改定方針

- 現行計画と同様に4年間(平成29年度~平成32年度)を基本とする。
- 関連計画と期間、内容の整合を図りながら、作業を進める。
- ○現行計画の基本構成を踏襲する。
- にいがた食の安全・安心審議会での審議や、県民の意見を反映した計画とする。

計画の概要 目標 視 点 策 施策 1 安全で安心な農作物等の提供の推進 施策 2 安全で安心な畜産物の提供の推進 施策 3 安全で安心な水産物の提供の推進 視点1 施策 4 安全で安心な加工食品の提供の推進 安全で安心な 食 食品の提供 \mathcal{O} 施策 5 添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底 【見える安全】 安 施策 6 食品の放射能対策の推進 全 施策 7 食品等の適正な表示の徹底 安 施策 8 危機管理体制の整備 ıŊ \mathcal{O} 推 施策 9 県からの情報発信の強化 進 施策10 食品関連事業者から消費者への情報提供の推進 視点2 食の安全・安心を育 施策11 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進 む信頼関係の確立 【知る安心】 施策12 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進 施策13 食の安全・安心に係る人材の育成